



平成30年7月豪雨災害被災者への住宅支援制度の追加について

平成30年7月豪雨による被災者への住宅支援について、公営住宅の一時入居に加え、民間賃貸住宅の借り上げ、仮設住宅の一時入居、被災した住宅の応急修理といった支援を実施する方針を決定しました。

1 目的

平成30年7月豪雨による被災者への住居支援を行うことで、被災者が一刻も早く安全・安心な生活を取り戻すこと。

2 対象者

平成30年7月豪雨に伴い、呉市内の居住家屋で、全壊、半壊、一部損壊等により居住が困難となった方。

3 追加する住宅支援制度の内容

- ①民間賃貸住宅の借り上げ
- ②仮設住宅への一時入居
- ③被災した住宅の応急修理

4 被災状況による支援制度内容（期間）の違い

- (1) 住宅が全壊または流出した方（4つのうちから1つ選択）
 - ①公営住宅への一時入居（最長2年間無料）
 - ②民間賃貸住宅の借り上げ（最長2年間無料）
 - ③仮設住宅への一時入居（最長2年間無料）
 - ④被災した住宅の応急修理（上限額58万4,000円）
- (2) 住宅が大規模半壊または半壊した方（3つのうちから1つ選択）
 - ①公営住宅への一時入居（最長1年間無料）
 - ②民間賃貸住宅の借り上げ（最長1年間無料）
 - ③被災した住宅の応急修理（上限額58万4,000円）
- (3) 住宅が一部損壊または床上浸水した方（2つのうちから1つ選択）
 - ①公営住宅への一時入居（最長6か月間無料）
 - ②民間賃貸住宅の借り上げ（最長6か月間無料）

アンダーラインの部分については、国・県の決定を待たずに市として単独で方針を決めたものです。

注意事項

- ・民間賃貸住宅の借り上げ及び被災した住宅の応急修理については、広島県もしくは呉市が契約した場合のみ対象となり、個人で契約した場合は対象とはなりません。

5 市営住宅提供（第1次）の申込期限の延長

申込期限を7月17日（火）としていましたが、その他の制度とあわせて比較し選択できるようにするため、申込期限を7月20日（金）に延長します。

6 その他

公営住宅や仮設住宅の詳細については、早急に検討し、おって報告します。

住宅に被害を受けられた皆さまへ

※ ～呉市からのお知らせ～

平成30年7月豪雨で被害を受けられた方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。呉市では、住宅が全壊等の被害を受けられお困りの方に、住宅の支援制度をご用意いたしましたのでご案内します。

住宅が全壊または流出した方（4つのうちから1つ選択）

- | | | |
|--------------|---|----------------|
| ①公営住宅への一時入居 | } | (最長2年間無料) |
| ②民間賃貸住宅の借り上げ | | |
| ③仮設住宅への一時入居 | | |
| ④被災した住宅の応急修理 | | (上限額58万4,000円) |

住宅が大規模半壊または半壊した方（3つのうちから1つ選択）

- | | | |
|--------------|---|----------------|
| ①公営住宅への一時入居 | } | (最長1年間無料) |
| ②民間賃貸住宅の借り上げ | | |
| ③被災した住宅の応急修理 | | (上限額58万4,000円) |

住宅が一部損壊または床上浸水した方（2つのうちから1つ選択）

- | | | |
|--------------|---|------------|
| ①公営住宅への一時入居 | } | (最長6か月間無料) |
| ②民間賃貸住宅の借り上げ | | |

アンダーラインの部分については、呉市の独自施策です。

注意事項

- 市営住宅提供（第1次）については、申込期限を7月17日（火）としていましたが、その他の制度とあわせて比較し選択できるようにするため、申込期限を7月20日（金）に延長します。
- 民間賃貸住宅の借り上げ及び被災した住宅の応急修理については、広島県もしくは呉市が契約した場合のみ対象となり、個人で契約した場合は対象とはなりません。

ご近所の方にもお知らせください

○問い合わせ先（8:30～20:00）※7月中は土・日も開設します

住宅の一時入居、借り上げについては	住宅政策課	25-3830
応急修理については	建築指導課	25-5719